

令和 年度 棚卸資産に係る申出書

(次立元士士)

令和 年 月 日

尼崎市長宛

(冥座別有有)			
住所			
氏名 (名称)			
電話番号()	_	

下記資産については、棚卸資産として経理処理している販売用不動産に該当するため、償却資産(固定資産税)の課税客体にはならない旨、申し出ます。なお、以下のいずれかに該当する場合は、当該不動産に付随する外構等について、尼崎市へ償却資産として申告します。

- ① 賃貸募集開始から一年を超えて継続し、かつ賦課期日時点で賃貸行為を行っている場合
- ② 財務諸表上の計上区分を棚卸資産から固定資産に変更し、その減価償却費が所得の計算上損金又は必要経費に算入される場合

記

	資産所在地	建築年月日				賃貸募集開始日 (予定含む)			
-1	尼崎市	△ ∓n	年	月		△壬□	年	Ħ	
1	建物名 ()	令和	干	月	日	令和	4-	月	日
2	尼崎市	令和	年	月		令和	年	月	
	建物名 ()	T7 (T)	+	Л	日	T7 (T)	+	Л	日
3	尼崎市	令和	年	月		令和	年	月	
	建物名 ()	山山川	+	月	日	TT 1∏	干	月	日

※その他複数資産を所有している場合は、裏面に記入してください。

尼崎市役所記入欄				課長	係長	係
令和	年	月	日			
受理し	ます。					

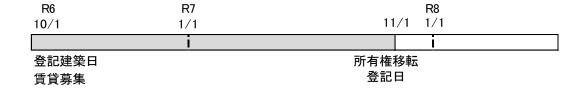
	資産所在地			建築年月日				賃貸募集開始日 (予定含む)			
4	尼崎市		令和	年	月	日	令和	年	月	日	
	建物名()	, ,		, •	,	, ,			, .	
5	尼崎市		令和	年	月	日	令和	年	月	日	
	建物名()								Н	
6	尼崎市		令和	年	月	日	令和	年	月	日	
0	建物名()								Н	
7	尼崎市		令和	年	月	日	令和	年	月	日	
	建物名()								Н	
8	尼崎市		令和	年	月	目	令和	年	月	日	
0	建物名()								Н	
9	尼崎市		令和	年	月	目	令和	年	月	日	
	建物名()			月					Н	
10	尼崎市	_	令和	年	月	日	令和	年	月	日	
	建物名()	ተነ ሊከ	+-	力	Н	ተ ነገ	+	刀	Н	

○留意事項

虚偽の申告や不申告、検査拒否等については地方税法第 354 条、第 358 条、第 385 条、第 386 条及び 尼崎市市税条例第 52 条の規定による罰金や過料、延滞金が科される場合があります。

○例

(1) 賃貸募集開始日が令和6年10月1日、所有権移転登記日が令和7年11月1日の場合 →賃貸募集開始から一年を超えて継続して賃貸行為を行っているが、令和8年1月1日の賦課 期日時点では資産を所有していないため、申告不要



(2) 賃貸募集開始日が令和6年10月1日、所有権移転登記日が令和8年5月1日の場合 →賃貸募集開始から一年を超えて継続し、かつ令和8年1月1日の賦課期日時点で賃貸行為を 行っているため、申告要(令和8年度のみ)

